

# おきたま 社会教育情報

Vol.154 令和5年7月号

## 令和5年度 置賜社会教育振興会総会・合同研修会 開催！

7月8日（土）おぐに開発総合センターを会場に、令和5年度の置賜社会教育振興会総会・合同研修会を開催しました。総会では、新副会長に小林繁治氏、監事に渡部眞治氏が選出されました。長年置賜の社会教育を牽引していただきました前副会長 稲月美津子様、前監事 塚原明広様、大変ありがとうございました。今後も宇山会長のもとに「置賜は一つ」を掲げ、社会教育のさらなる発展と振興に尽力



してまいります。

その後の合同研修会では、放送大学／千葉大学名誉教授 宮本 みち子氏より『「成人年齢18歳」を子どもや若者が参画する社会の転機に』と題して講演していただき

ました。どうしたら18歳で大人のスタートラインに立たせることができるか、子どもが貧困で生活することは子どもの権利侵害であり、それに歯止めをかける法律が「こども基本法」であることなど、具体例を挙げながらお話していただきました。参加者からは、「成人年齢の引き下げ、こども基本法成立の背景とその意義等について改めて考える機会となりました。」「子どもの権利についてもっと深く勉強していかなければならないと思いました。そして、子どもたち自身が、自分は社会を変える力を持っている、と実感できるようにしていきたいと思います。」「日本独特の『子どもは家庭で育てる家風』を大切にする文化は、今、崩壊してきており、人々の子育てに対する意識も変化していきました。次世代を担う子どもたちを育成するには、子どもの意見に耳を傾け、できることはする。できないことは、明確な理由をしっかりと伝えることが必要だと思います。」などの感想が寄せられました。



※裏面にアンケートに寄せられた質問と宮本先生からの回答を掲載しております。

# 第1回公民館・コミュニティセンター社会教育関係職員等研修会 (兼)令和5年度地域とともにある学校づくり研修会

8月4日(金)に、南陽市赤湯公民館(えくぼプラザ)にて、標記研修会が行われます。今年度の研修はCSサポートみやぎ代表で、令和5年度文部科学省CSマイスターの今泉良正先生をお招きし、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～効果的な学校運営協議会の持ち方について～」というテーマで、講義演習を行う予定です。

平成30年よりコミュニティ・スクールの設置が努力義務化され、置賜地区でも学校運営協議会の設置が進んできておりますが、協議会の持ち方や効果については課題も多く、学校、地域への理解もまだまだ進んでいないと感じられます。そこで今回は、研修を通してみなさんでコミュニティ・スクール導入のねらいやあるべき姿についてもう一度考え、効果的に学校と地域が支え合っていけるよう、学びを深めていければと考えています。

定員にはまだ空きがございますので、この研修会に興味をお持ちの方は是非お問い合わせいただければと思います。(お問合せ先:置賜教育事務所社会教育課 0238-88-8242 担当:渋間)

講師

今泉良正氏



CSサポートみやぎ代表  
令和5年度文部科学省CSマイスター

宮城県東部教育事務所次長(社会教育主事)、宮城県柴田町立東船岡小学校長、石巻市教委学校教育課長等を歴任。令和3年度よりCSサポートみやぎ代表。現在、各市町のCS導入や充実のための支援を行いながら、放課後子ども教室も2カ所実施している。

## 置賜地区自作視聴覚教材コンクール 出品作品の募集について

置賜社会教育振興会では毎年、自作視聴覚教材の地区コンクールを実施しております。映像教材や紙芝居、パワーポイント作品など、自分で作った作品であれば子どもから大人までどなたでも出品することができます。(プロの方が作成したものや、営利目的で作成したものは出品できません)

近年は小中学校の総合的な学習の時間で作成した調べ学習のまとめや、中学校、高校の美術部生徒の作品なども多数出品いただいております。DXの推進やICT活用が叫ばれている今、大人だけでなく、児童生徒のみなさんもデジタルコンテンツ作成に取り組んでみてはいかがでしょうか。もちろん紙芝居などの紙媒体の作品も大歓迎です。もれなく副賞もございますので、是非出品をご検討ください!

○公募する部門 …… 1. 学校教育部門 2. 社会教育部門 3. 児童生徒作品部門

○応募方法 …… まずは置賜教育事務所社会教育課までご連絡ください。(下記参照)

○応募締め切り …… 令和5年10月12日(木)

○表彰について …… 結果通知は11月10日頃、授賞式は12月2日(土)の予定です。



→ コードを読み取っていただくと、山形県のHP上で本紙のデジタル版とバックナンバーがご覧いただけます。

【お問合せ先:置賜教育事務所社会教育課 Tel 0238(88)8242】

# 置賜地区青少年育成連絡協議会・置賜社会教育振興会・小国町青少年育成推進員会 合同研修会 質問と回答

質問1. 子どもの権利、基本法について教えてくれる人は、どこに訪ねればいいでしょうか。小学校や保護者へ発信したいと思います。（お薦めの書籍等あればお願いします。）

- こども家庭庁のHPで、こども基本法に関する情報が充実しています。まず手始めにつきの動画がわかりやすいです。

こども基本法 動画『こどもたちの幸せのために こども基本法』

<https://www.youtube.com/watch?v=ZNb80TAHeGc>

こども基本法に関する情報がたくさん掲載されています。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

- 内閣官房の資料で大変わかりやすく充実した調査研究報告書が出ています。まずこれをご覧になるとよいと思います。ネット上で全文を引き出せます。

内閣官房関係資料

『こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する「調査研究報告書」株式会社エヌ・ティ・データ経営研究所（令和5年3月）

【リンク先】

全体版

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ikenhanei\\_process/pdf/zentaiban.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ikenhanei_process/pdf/zentaiban.pdf)

概要版・・・これがわかりやすいです

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ikenhanei\\_process/pdf/gaiyouban.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ikenhanei_process/pdf/gaiyouban.pdf)

質問2. 18才成人になることの意味は何だったのでしょうか。お聞きしたいです。

国連や欧米諸国における若者の参画政策の流れを踏まえて、若者がスムーズに成人の世界に入れるよう、教育その他の環境整備を促進し、若者の自立保障につなげるというのがその意味です。その際、若者政策として①青少年・若者の育成領域で、人間発達を促すという課題（青少年活動、社会教育、生涯学習の分野が該当する。）

②経済・雇用政策の領域で、仕事につける能力の育成と就労支援の課題。③政治政策の領域で、若者を権利と義務を有する市民として位置付けて、社会的地位を保障する課題があります。

質問3. 「どうすれば18才で大人になれるのか」の環境整備について、小中学生のうちにどんなことができるのかお聞きしたいです。

18歳を大人の世界に向かって歩みだすスタートラインだとすると、それまでに準備が必要です。しかし個人のみで準備をすることはむずかしい。家庭、地域、学校、企業、団体など、様々な場での学びや参加を通じてはじめて体得されます。そのベースになる教育をシティズンシップ教育という国もあります（イギリス）。市民ひとりひとりの権利や個性が尊重され、自立し自律性のある個人が自分の意思に基づいて多様な能力を発揮し、成

熟した市民社会を形成するための基礎力を身につけるという考え方が必要です。また、生活教育、消費者教育、キャリア教育、健康教育や性教育も年齢に応じて必要です。家庭教育のなかで、生活体験を積極的にさせ、生活スキルを身につけていくことも必要です。学校運営に生徒を参加させ、社会的力量を身に着けることも必要です。

これらの教育は学校教育だけでなく、家庭や地域など実社会の体験的学習を大胆に入れてこそ効果が発揮されます。情報提供も必要です。子どもや若者が、働き、遊び、人と結びつき、社会的スキルを学び、たくましい大人へと成長することのできる社会環境や社会システムをたくさん作ることが必要だと思えます。

#### 質問4. ヤングケアラーの実態をお聞きしたいです。

- 日本総研が実施したヤングケアラーの実態に関する調査報告書がありますので、さしあたりそれをご覧ください。

<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=102439>

- ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書

[https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021\\_13332.pdf](https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13332.pdf)

#### 質問5. ユースセンター、ユースワーカーとは日本では聞きませんが、どういう位置づけでしょうか。

ユースセンターというのは欧州、オーストラリア、ニュージーランドなどで広く普及した制度で、青少年・若者の活動の場です。日本では児童館や青少年活動センターのようなものですが、その数が圧倒的に多いのが特徴です。日本は放課後まで学校で活動することが一般的ですが、ユースセンターのある国は、授業が終わったら学外に出るというしくみになっていることによる違いでもあります。ユースワーカーは、これらの施設の職員を指すだけでなく、青少年行政における職員や地域において青少年や若者とともに活動する人々を広く指しています。

- 日本におけるユースワークについては、立命館大学、京都市ユースサービス協会、ユースワーカー養成研究会が、10年にわたって研究をしてきました。その整理が下記にありますので、ご覧ください。

<https://www.ritsumei-human.com/wp-content/uploads/2017/04/dbe8bf04d0b5240f6ea3fb7c8d7bab59.pdf>